

## マイナポイント第2弾！6月30日から申請開始！

新たなマイナポイントの申請は6月30日（木）から開始されますが、本市では誰一人取り残されない人にやさしいデジタル化の実現のため、「健康保険証としての利用申込み」、「公金受取口座の登録」、「マイナポイントの申請」までをひとつの窓口でワンストップで完了するマイナポイント専用サポート窓口を、庁舎地下1階マイナンバーカードサポートセンター内に開設し、スマートフォン等の操作が難しい人や自宅にインターネット環境がない人などの支援を実施しています。



希望する際は、6月30日（木）以降にお越しください。

また、マイナンバーカードを健康保険証として使うことや、公金受取口座を登録することに不安がある人に対しても制度の説明等を実施するなど、市民が安心して申請できるような体制を構築しています。

### 【マイナポイント第2弾】

令和4年1月1日から始まったマイナポイント第2弾については、現在、マイナンバーカードの新規取得等で最大5,000円分のポイントが付与されるようになっていますが、今回、「健康保険証としての利用申込み」及び「公金受取口座の登録」を行った方に対して、合計15,000円分のポイントが新たに付与されるようになります。（どちらか一方のみの場合は7,500円分）

#### 【マイナポイント専用サポート窓口】

- ・ 開設場所 本庁舎地下1階マイナンバーカードサポートセンター内
- ・ 受付日時 平日、第1・第3土曜日、第2・第4日曜日の  
午前8時30分～午後5時15分  
※平日毎週木曜日は午後7時まで延長。  
※12月29日～1月3日は除く。  
※令和5年1月の第4日曜日は第5日曜日に変更。
- ・ 注意事項 代理人による申込支援は受け付けできません。

【問い合わせ】 市民課 電話 23-2128